

令和4年11月24日

一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟

### 令和5年度・6年度理事候補の互選について

令和5年度・6年度の役員選出を、定款第23条及び24条並びに老施連運営規程7条及び同7条別表2に基づき実施します。

各部門・ブロックにおいて、理事候補の互選を下記の要領にて行っていただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 理事候補等の定数

##### 1 各部門・ブロックからの理事定数

①各部門・ブロックからの理事定数は、下表の通り23名とする。

サービス種別・ ブロック名	新年度理事定数		現行の理事定数	備考
	施設数	定数		
養護部門	9	2	2	
ケアハウス部門	14	3	3	
特養部門				
東灘ブロック	12	2	2	
灘・中央ブロック	15	3	3	
北ブロック	14	2	3	
兵庫・長田ブロック	15	3	2	現在1名欠員
須磨ブロック	9	1	1	
垂水ブロック	15	3	3	
西ブロック	18	3	3	
デイ部門	6	1	1	

##### 2 理事長、副理事長及び業務担当理事の定数

(1) 理事長定数 1

(2) 副理事長の定数は、定款上は若干名としているが、現状通り3とする。

(3) 業務担当理事 1

### 3 理事候補の互選

- (1) 理事候補の互選は、令和5年1月19日（木）までに行う。
- (2) 理事会における理事候補推薦確認は、令和5年1月25日（水）の理事会で行う。

### 4 理事候補の立候補に当たって

- (1) 理事等の役員に立候補しようとするものは、原則として事前に老施連事務局に老施連役員立候補届を提出するものとする。事前の提出ができなかった場合は、各部門・ブロック担当理事に申し出、事後速やかに提出するものとする。
- (2) 運営規程第7条2項により、各候補の立候補回数の制限があることから、立候補届を提出するにあたり、理事、理事長、副理事長の役職を明記する。

### 5 報告

各部門・ブロックで選出が行われた結果は、別紙の様式にて、事務局に報告する。

## 参 考

### 【定 款】

（役員の数）

第23条 この法人に、次のとおり役員を置く。

(1) 理事は、定款第24条第2項による候補の者の中から選任された数とする。

(2) 監事 2名

2 理事の内1名を理事長、若干名を副理事長、1名を業務担当理事とする。

（役員を選出）

第24条 役員を選出は、次の各号により行うものとする。

2 理事は、定める区分及び定数により、社員の中から互選された候補の者と、理事長から推薦された業務担当理事候補の者とする。

3 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼任することはできない。

### 【運営規程】

（役員を選出）

第7条 定款第24条第2項に基づく理事候補の選出基準は、別表2の通りとする。

2 定款第26条で定める「但し 再任を妨げない」については、連続再任回数を以下の通り設ける。（任期は1期2年とする）

但し、理事会においてやむをえないと判断する場合はこの限りではない。

一般理事 2回 副理事長3回 理事長5回

3 組織運営の偏りをなくするため一法人二役員迄とする。

但し、一法人二役員は、同一部門又は他部門を問わない。また、同一法人二役員が選出できるのは、会員数4名以上の場合とする。